

育児休業給付金の申請に必要な書類

受給資格確認手続・初回支給申請手続

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

賃金台帳

出勤簿またはタイムカード

育児休業を開始・終了した日を証明できるもの

母子健康手帳などの写し

育児を行う者の氏名が記載されているページ及び出生証明のページのコピー
出生日前から育児休業を開始している場合は、出産予定日を確認できるもの

通帳の写し

氏名及び金融機関名・口座番号が記載されているページのコピー

- ※ 分割で取得する2回目の育児休業給付金の申請の場合、改めて受給資格の確認を行う必要はありませんが、育児休業給付受給資格確認票・（初回）支給申請書での提出が必要になります。賃金月額証明書の提出は、1回目の育児休業で提出済みのため再度の提出は不要です。

支給申請手続（2回目以降）

育児休業給付金支給申請書

賃金台帳

出勤簿またはタイムカード

- ※ 賃金台帳と出勤簿等について、休業期間中出勤・賃金支払いがなく、その間の記載がない場合は、「育児休業証明書」を提出してください。